資料5

様々な施策と多主体連携で進める居住支援の実装

残置物の処理等に関するモデル契約条項等施策活用に向けた取組

今野不動産株式会社
執行役員　本田 勝祥
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）宮城県支部
宮城県居住支援法人一般社団法人あんしん・すまい・くらし支援機構　理事
北海道賃貸住宅経営者協会　専任講師
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（日管協）上級相続支援コンサルタント
宅地建物取引士・賃貸不動産経営管理士・建築施工管理技士・産業カウンセラー

※本資料は、各種制度や関連法令に基づき一般的な情報を整理したものです。内容については信頼できる情報源に基づいて作成しておりますが、最終的なご判断にあたっては、必ず弁護士や司法書士等の専門家へご相談いただくことをお勧めします。本資料を参考にされる場合は、各自の責任においてご活用ください。
※恐れ入りますが本資料は無断複製、転載禁止にてお取扱いお願い致します。

講師ご紹介

■東都不動産株式会社（現：株式会社東都）…23年

・営業からスタッフワークと幅広く携わった経験を通じ、現場と経営の双方から複眼的にものを見て、各部門を運営する経験を積む。
　また、店・課長、部長職、社内の各プロジェクトにおいて、人的、業務的マネジメントの経験を豊富に有する。
・賃貸仲介・建物管理業務…賃貸仲介の店舗営業から仕入れ、法人営業、営業企画、建物管理業務。
・人事業務…評価制度構築、新卒・中途採用、教育研修、ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟﾌﾟﾗﾝ・他社人事交流・ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止等制度構築。
・総務業務…損害保険・車両管理・文書管理・ﾌｧｼﾘﾃｨ管理・社内規定改訂・株主総会・株式関連業務。
・経営管理を始めとする事業計画策定・事業進捗管理業務。
・社内基幹・営業支援システムの構築。

■財団法人日本賃貸住宅管理協会（現：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会）…5年6ヶ月

・団体運営のスキル、並びに、国土交通省、内閣府を始めとする国、地方行政とのパイプ役を勤める。
・特例民法法人から公益法人への認定申請に携わる。
・全国の支部との活動、他団体から要請のセミナー講師として活動したことにより、地方の不動産会員
　会社等とのパイプをもち、それにより偏らない幅広い知識の取得や経験から人脈を広げる。



■今野不動産株式会社…12年（現在）

兼任　公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会　宮城県支部　事務局
兼任　一般社団法人あんしん・すまい・くらし支援機構　事務局

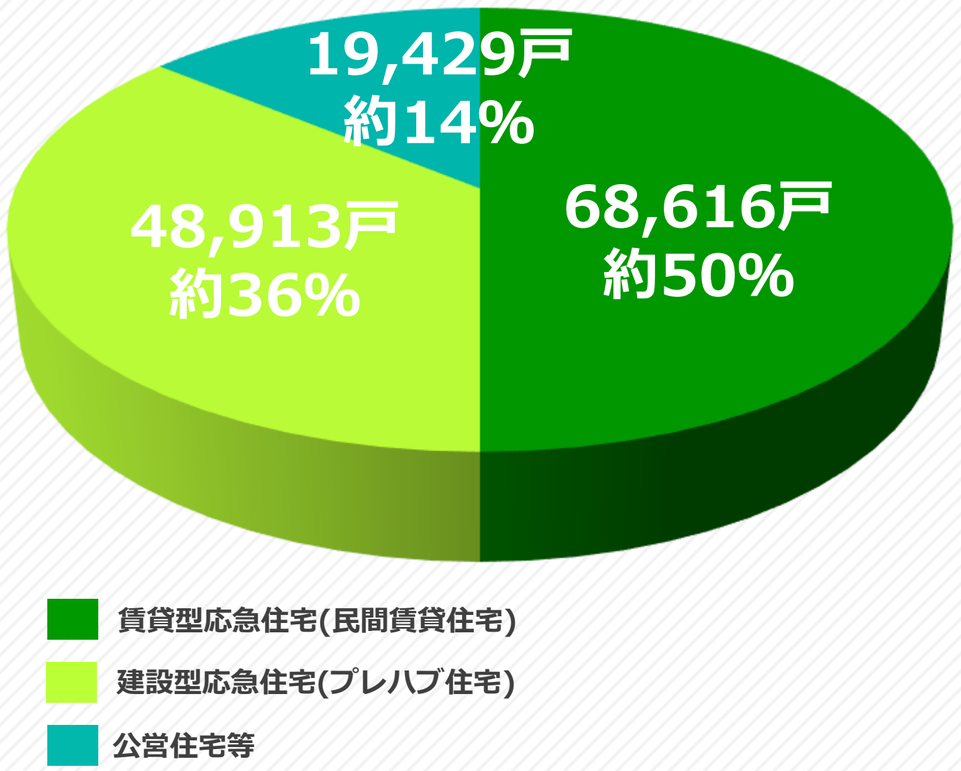
・経営企画として経営管理を始めとする事業計画策定・事業進捗管理業務。人事、総務、システムなど
　社内管理部本部を兼務。
・新規事業企画～立ち上げに携わる。
・団体運営のスキルから各団体宮城県支部として宮城県や仙台市との様々取り組みに携わる。
・令和3年7月一般社団法人あんしん・すまい・くらし支援機構設立。理事、事務局責任者となる。
・他団体から要請のセミナー講師として活動。

Ⅰ　居住支援に取り組んだきっかけ

東日本大震災からの生活再建支援

■応急仮設住宅からの住まい再建に向けて

応急仮設住宅の供与戸数



▼住宅再建方針の状況（平成26年9月1日現在）

（H27.3：世帯）

	防集移転	復興公営	自力再建	賃貸住宅	市外転出	検討中	不明	計
市内	484 (10.3%)	2,224 (47.1%)	481 (10.2%)	1,207 (25.6%)	43 (0.9%)	254 (5.4%)	25 (0.5%)	4,718 (100.0%)
市外	— —	716 (30.2%)	111 (4.7%)	720 (30.4%)	527 (22.2%)	275 (11.6%)	21 (0.9%)	2,370 (100.0%)
計	484 (6.8%)	2,940 (41.5%)	592 (8.4%)	1,927 (27.2%)	570 (8.0%)	529 (7.5%)	46 (0.6%)	7,088 (100.0%)

➢プレハブ仮設住宅の入居世帯は、「復興公営住宅」のほか「防集移転」や「自力再建」の割合が高い
➢借上げ民間賃貸住宅や借上げ公営住宅等の入居世帯は、「復興公営住宅」のほか「賃貸住宅」の割合が高い

仙台市復興事業局　：　平成27年3月仙台市被災者生活再建加速プログラムより作成

平成27年（2015年）3月「応急仮設住宅入居者の住まいの再建の促進に関する協定」を仙台市と以下３団体で締結。
（公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

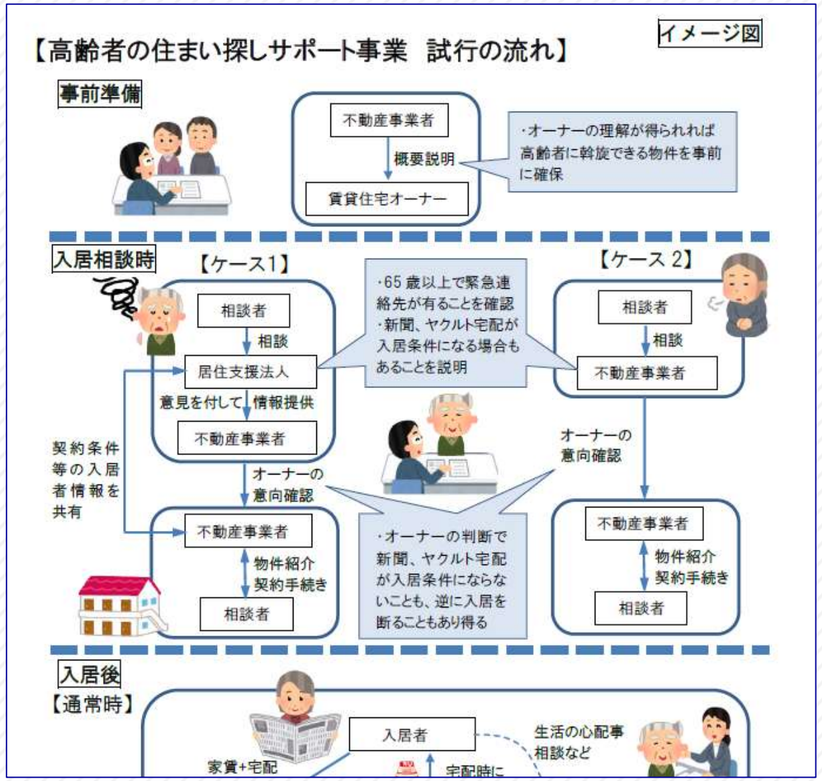


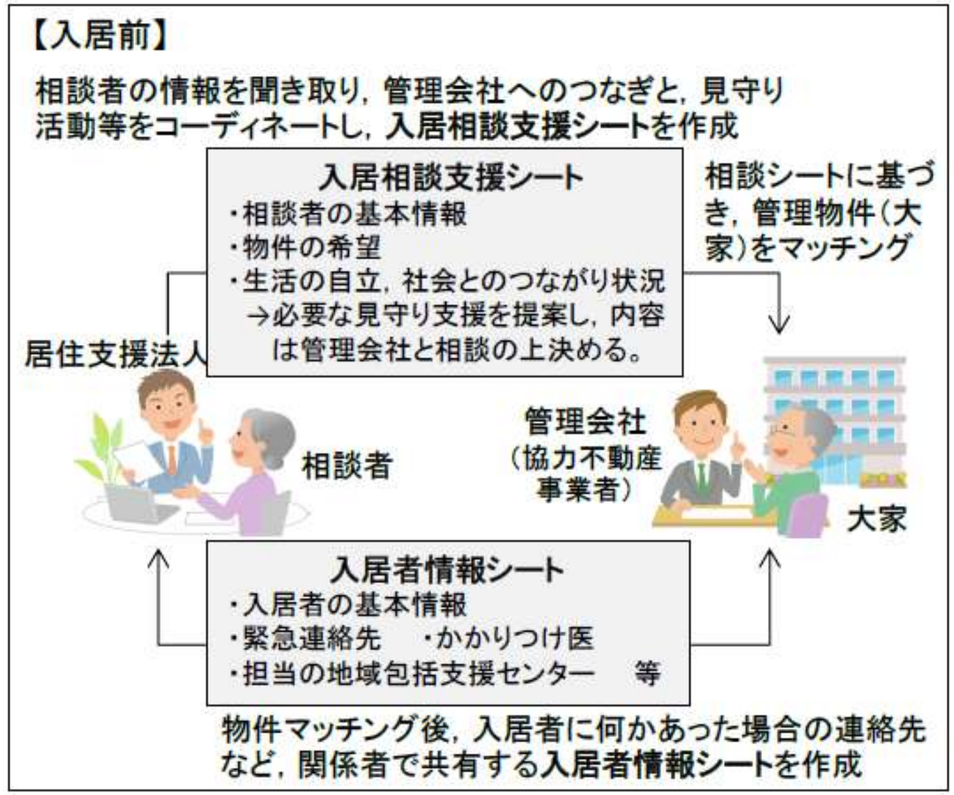
高齢者の民間賃貸住宅への入居が思うように進まない現状を目の当たりに…

居住支援協議会注による活動

■ ワーキンググループの立ち上げ

宮城県居住支援協議会の配下に平成29年（2017年）3月「仙台市をモデルとした居住支援に関するワーキンググループ」 を立ち上げ検証、検討。『高齢者の住まい探しサポート事業』を試行。





注）平成19年（2007年）に制定された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（通称住宅セーフティネット法）に基づく協議会。宮城県は平成26年（2014年）1月10日に「宮城県居住支援協議会(現：みやぎ住まいづくり協議会)」設立

Ⅱ　大家さんが抱える不安

高齢者入居への不安

入居者死亡による様々なリスク

・居室内死亡による心理的瑕疵物件化

・人的連帯保証人不在による様々な不安

・賃貸借契約はじめ原状回復・残置物の扱い

居室内死亡による心理的瑕疵物件化



居室で亡くなる

「心理的瑕疵あり」と広告の掲載など含め告知や
宅地建物取引業法で心理的瑕疵物件の重要事項説明も必須

忌み嫌われ成約しない

賃料が入らない・賃料等をかなり減額しないと成約しない

人的連帯保証人不在による様々な不安

連帯保証人、緊急連絡先がいない…
機関保証は家賃等金銭債務だけ

入居者に何かあった時など不安

相談できないし対応できない

第２次世界大戦後の高度経済成長の過程で、都市圏への人口集中によって
３世代家族等の大家族の減少、核家族化が進展したからなのか？
子もいないなど、近親者※による連帯保証人の減少。

※連帯保証人には近親者を求める場合が多くある。



賃貸借契約はじめ原状回復・残置物の扱いが大変

入居者がお亡くなりになったら何をどうすればいいのかわからない
賃貸借契約や居室内に残された家財（残置物）の所有権は相続される
相続人を探したり、相続人がいなかったら…

賃貸借契約解除や家財はそのまま!?



Ⅲ　制度は整備されつつある

居室内死亡による心理的瑕疵物件化には…



令和3年10月国土交通省により

「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が策定された。

人の死に関する事案について、告げなくてもよい場合として、取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活の中での不慮の死（転倒事故、誤嚥など）（ただし、発見が早く特殊清掃等を必要としない場合などすべてではないので注意）以下略　として示された。

現在では様々な見守り対策があり、
それらを採用することで早期発見が可能となれば
心理的瑕疵物件として説明は不要に。

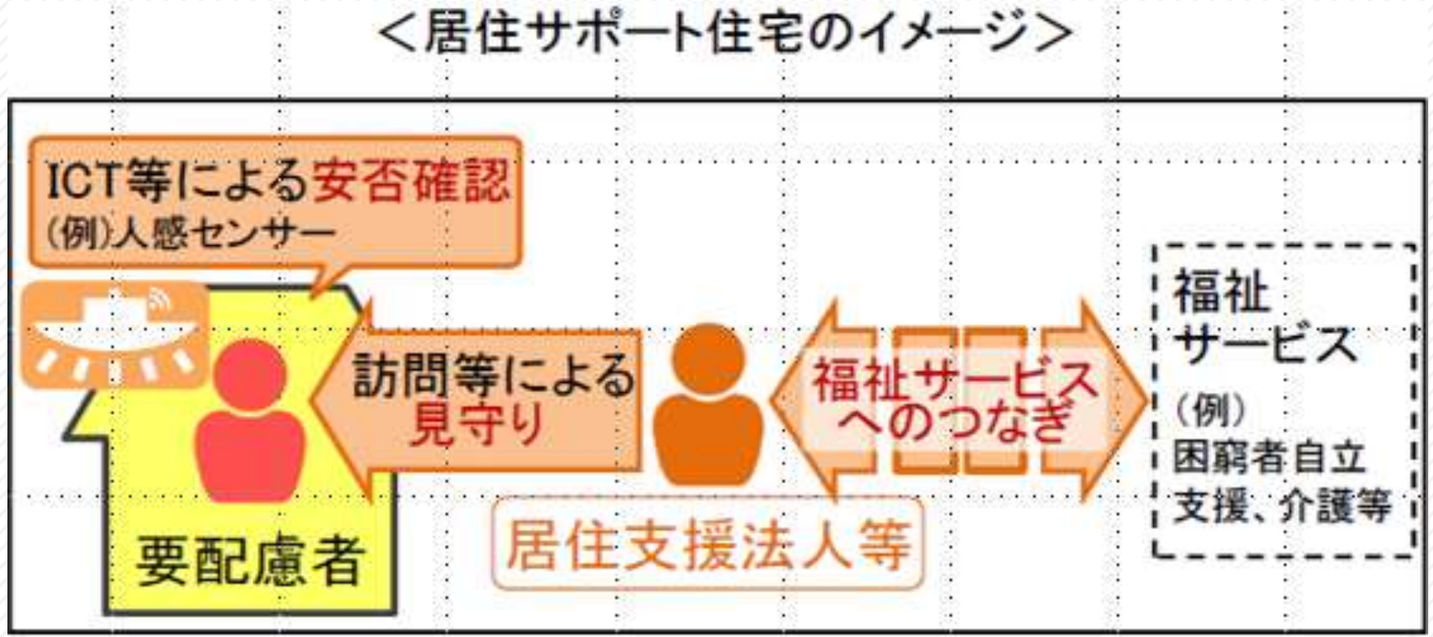


人的連帯保証人不在による様々な不安には…



住宅セーフティネット法改正による
居住支援法人等が入居中サポートする
居住サポート住宅認定制度の創設

<居住サポート住宅のイメージ>



居室内死亡による心理的瑕疵物件化には…



令和3年6月国土交通省により

「残置物の処理等に関するモデル契約条項」が策定された。

入居者の死亡時に残置物等を円滑に処理することができるように、賃貸借契約の締結前に入居者と受任者との間で**①賃貸借契約の解除と②残置物の処理に関する死後事務委任契約**を締結し、家主と入居者の間の**賃貸借契約に①②に関連する条項を盛り込む**ことが有効な手段となると考えられる。

モデル条項を積極活用することで
万一の場合の対応を円滑に。
入居者や入居希望者の安心にも繋がる



Ⅲ　制度実装に向けた取り組み

大家さんの理解を得るために…

1 安心その1 連帯保証人なしでも安心

連帯保証人がいない方でも、**家賃債務保証のサービスを利用することで家賃滞納を防げます**。収納代行を行っている家賃債務保証会社の商品であれば、**毎月決まった日にきちんと入金**されます。

2 安心その2 日々の見守りで安心

最近の入居後の支援では、**見守りサービスが充実**。入居者を日々見守ることで、**万一居室内でお亡くなりになったとしても、早期に発見できることで、次の入居者に告知しなくてもよくなりました***。

*告知しなくてもよい場合には、一定の要件があります。国土交通省「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」参照。

3 安心その3 万一の事態に備えて安心

相続人がわからない高齢入居者に万一のことがあった場合でも、**あらかじめ委任契約*を交わしておくことで、賃貸借契約解除と残置物の処理等について、スムーズな対応が期待できます**。

*国土交通省・法務省策定「残置物の処理等に関するモデル契約条項」参照。

---

1 安心その1 連帯保証人なしでも安心

連帯保証人がいない方でも、**家賃債務保証のサービスを利用することで家賃滞納を防げます**。収納代行を行っている家賃債務保証会社の商品であれば、**毎月決まった日にきちんと入金**されます。

2 安心その2 日々の見守りで安心

最近の入居後の支援では、**見守りサービスが充実**。入居者を日々見守ることで、**万一居室内でお亡くなりになったとしても、早期に発見できることで、次の入居者に告知しなくてもよくなりました***。

*告知しなくてもよい場合には、一定の要件があります。国土交通省「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」参照。

3 安心その3 万一の事態に備えて安心

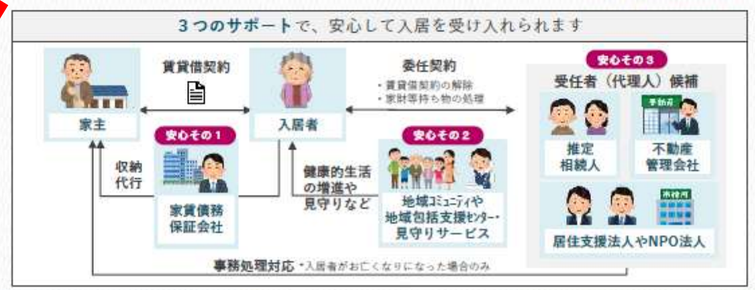
相続人がわからない高齢入居者に万一のことがあった場合でも、**あらかじめ委任契約*を交わしておくことで、賃貸借契約解除と残置物の処理等について、スムーズな対応が期待できます**。

*国土交通省・法務省策定「残置物の処理等に関するモデル契約条項」参照。

安心のシニア受け入れで 入居率向上へ!!

少子化が進む昨今、賃貸住宅も高齢者を受け入れる時代です。高齢者は、若い世代よりも結婚出産や転職といった生活スタイルの変化が少なく、長く住んでもらえます。
高齢者の入居に不安をお持ちの家主さまも、今は**3つのサポートがあり、安心です。**





【お問い合わせ先】○○○○○株式会社　TEL：○○○-○○○-○○○○

安心のシニア受け入れで 入居率向上へ!!

少子化が進む昨今、賃貸住宅も高齢者を受け入れる時代です。高齢者は、若い世代よりも結婚出産や転職といった生活スタイルの変化が少なく、長く住んでもらえます。
高齢者の入居に不安をお持ちの家主さまも、今は**3つのサポートがあり、安心です。**



入居希望者（入居者）への丁寧な説明に…

単身シニアの方向け

これであんしん

お部屋を借りる際は

委任契約で入居

お部屋を借りるときに「委任契約」が必要と言われたんだけど、「委任契約」とはどういうものなの？

入居希望のヤマダさん（70代）

アパートマンションの管理会社社員サトウさん

「委任契約」とは、おひとりでお部屋を借りる方がもしも入居中に亡くなってしまったときに、あとの面倒をみてもらうための契約なんです。

もしも 入居中に亡くなってしまったら

●お部屋の契約が続いていると家賃が発生し続けてしまうため、誰かが代わりにお部屋の契約を解除しないといけません。

●お部屋の中の荷物を、誰かが代わりに片付けないといけません。

入居している人が亡くなっても、勝手に契約解除できないように法律で決まっています。

弁護士スズキさん

でも あらかじめ委任契約を結んでいれば

備えあれば憂いなし

●お部屋の契約解除がスムーズにできます。

●お荷物のお片付けをしてもらえます。

委任契約は、自分が亡くなった後、お部屋に関する事務的な手続きをお任せする契約です

委任契約は、火災保険と同じで、何かあった時のために備えておくものなんです。

そうなんだ。じゃあ後々のために契約しないとね。具体的にはどうすればいいの？

手順1

事務手続きをお願いする相手と委任契約を結びます。



受任者には、身内の方が一番ですが、ご高齢の方の居住支援を数多く行っている居住支援法人も信頼できておススメです。

手順2

委任契約を結びお部屋に入居したら、自分の死後、**親族や親しい友人などに譲りたいものを指定し、リストにまとめます。**
シールを貼り付けたり、写真に撮ったりして、どの品物か分かりやすいようにしてください。



※金銭を指定することはできません。
※「すべて処分」でも構いません。

【 委任契約締結で受任者となった者が行うこと 】

あなたが亡くなった際に、大家さんなどから知らせを受け、

- あなたの死亡を、親族や友人・知人などの指定された相手に通知します。
- あなたの代わりに賃貸借契約を解除します。
- あなたの遺品を整理・処分し、指定された品物を指定の親族や親しい友人などに送付します。

人生謳歌しよう！

どうですか？この契約があれば安心というのが、わかっていただけましたか？

ふんふん、手続きも難しくなさそうだし、これで新しいお部屋でも安心して過ごせそう！

お手伝いできて嬉しいです

【お問い合わせ先】○○○○○株式会社　TEL：○○○-○○○-○○○○



入居者を知ることはとても大事

入居希望者　ヒアリングシート

起票年月日	年　月　日	担当者	

入居希望者情報

氏名		年齢		性別	男・女
現住所			電話番号		
生年月日	（ 明・大・昭・平・令 ） 年　月　日	血液型	（　　）型 RH（ ＋ ・ － ）		
生活保護受給	受給中 ・ 受給なし （ 受給予定あり ・ 受給予定なし ）				
受給理由					

医療・介護状況

介護度	要介護（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）・要支援（ 1 ・ 2 ）・該当なし			
障害者手帳	身体 ・ 療育 ・ 精神 ・ 他（　　）			
かかりつけの医療機関	病院名		電話番号	
	受診科		病名	
	服薬			
健康保険証	社会保険 ・ 共済組合 ・ 国民健康保険 ・ 後期高齢者 ・ その他（　　）			

利用事業所

行政部署		担当者	
連絡先			
機関区分	事業所名	電話番号	担当者
地域包括支援センター			
ケアマネジャー			
利用サービス			
障害者相談支援事業所			

入居希望

地域	第一希望		第二希望	
間取り	1DK ・ 2DK ・ 3DK ・ 4DK以上		駐車場有無	あり ・ なし
家賃（トータル費用）	円（　　円）		希望転居時期	年　月　日

保証人等情報

連帯保証人	あり ・ なし			
	続柄		氏名	
	住所		電話番号	
緊急連絡先	あり ・ なし			
	続柄		氏名	
	住所		電話番号	
連絡のとれる兄弟姉妹や親族の有無	あり ・ なし			
	続柄		氏名	
	住所		電話番号	

配慮すべき事項	

地域でのお知り合い

ご関係	氏名	電話	備考
友人・ご近所さん			
友人・ご近所さん			
担当民生委員			
福祉委員			

※上記情報は要配慮個人情報として取得します。また、この情報はご入居者の安全安心のために、行政部署、地域包括支援センター、社会福祉協議会限定で、提供することに同意しました。

自署 _____

医療・介護状況

介護度	要介護（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）・要支援（ 1 ・ 2 ）・該当なし			
障害者手帳	身体 ・ 療育 ・ 精神 ・ 他（　　）			
かかりつけの医療機関	病院名		電話番号	
	受診科		病名	
	服薬			
健康保険証	社会保険 ・ 共済組合 ・ 国民健康保険 ・ 後期高齢者 ・ その他（　　）			

利用事業所

行政部署		担当者	
連絡先			
機関区分	事業所名	電話番号	担当者
地域包括支援センター			
ケアマネジャー			
利用サービス			
障害者相談支援事業所			

福祉委員			

※上記情報は要配慮個人情報として取得します。また、あなたの個人情報を、あなたの安全安心のために、行政各部署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、関係する者限定で、これら各所より取得したり、当方より各所へ提供することに同意しました。

自署 _____

個人情報の中でも「要配慮個人情報」なので、取扱いは十分に注意しなければならないが、万一という時、様々な機関との連携に威力を発揮する

現在精査中

高齢者入居受け入れにあたって＜プロセス抜粋＞

◆一般的な部屋探しの流れから見る導入プロセス例

居住支援法人

入居希望者より部屋探し依頼 → **死後事務委任契約意向確認** → **入居希望者の状況ヒアリング、死後事務委任契約の具体的説明 受任者承諾確認** → **不動産会社紹介 物件紹介**

次頁のヒアリングシート等を使って詳細をこのタイミングで確認する場合も多い

不動産仲介・管理会社

point

大家さんから事前に内諾を受ける 出来れば書面で → **入居希望者より部屋探し依頼** → **死後事務委任契約意向確認** → **入居希望者の状況ヒアリング、死後事務委任契約の具体的説明 受任者承諾確認** → **物件紹介**

日頃の大家さんとのコミュニケーションにより「死後事務委任契約」を交わせば「単身高齢者」の入居を認めていただくよう提案する。

入居希望者より部屋探し依頼 → **死後事務委任契約意向確認** → **入居希望者の状況ヒアリング、死後事務委任契約の具体的説明 受任者承諾確認** → **物件紹介** → **大家さんから内諾を受ける**

大家さんが「単身高齢者」を理由に紹介を渋った場合に、「死後事務委任契約」を交わせば受け入れてもらえるよう提案する。

死後事務委任導入にあたって＜プロセス抜粋＞

◆高齢入居者の状況把握は重要

point

残置物等リスト作成（引越し前にレクチャー「引っ越し時に処分してもらうものは処分してもらい身軽に…」とアドバイス）
※半年～１年くらいで確認する。物が増えることが多い

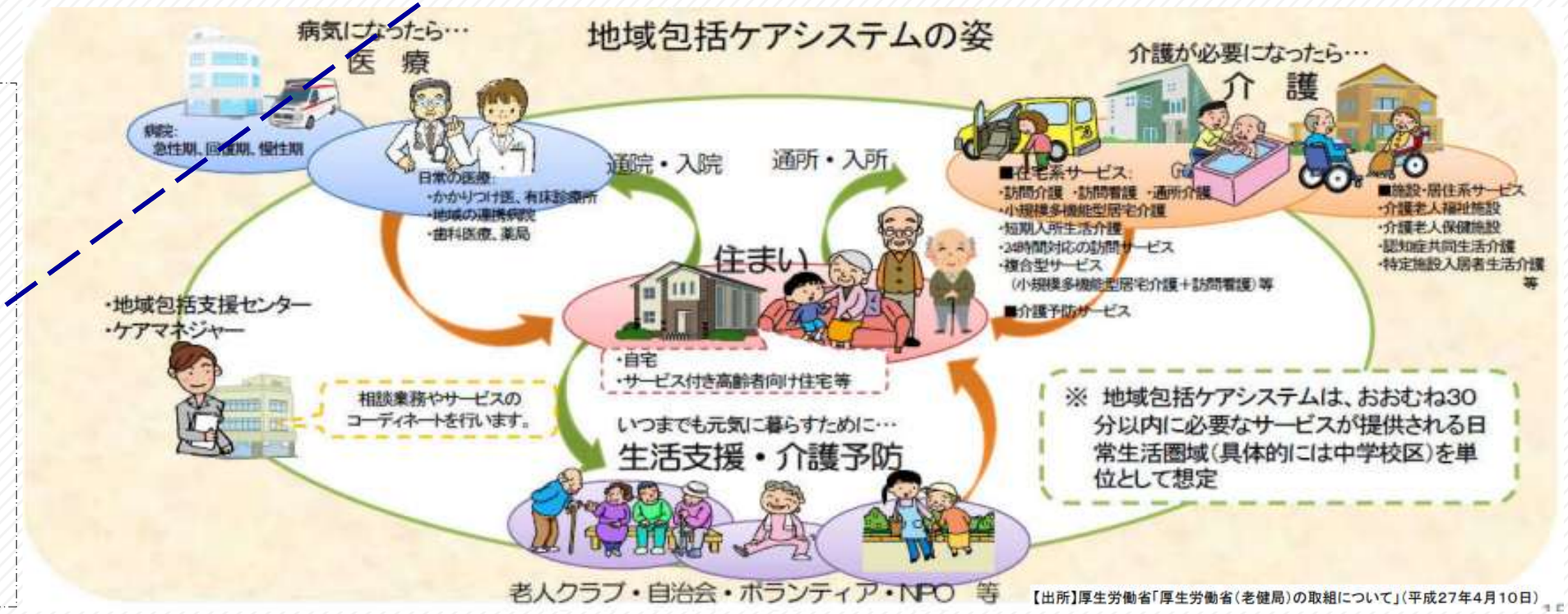
point

入居希望者の状況ヒアリング、死後事務委任契約の具体的説明 受任者承諾確認 → **物件紹介** → **物件内見** → **申込審査** → **契約手続き** → 入居中

・生活保護や福祉サービスの窓口は自治体によって異なります。
不動産管理会社・居住支援法人は、自治体等各担当者と協力しあえる連携体制の構築はとても大事。日頃からのコミュニケーションは取りたいもの。

【重要】ヒアリングシートを使って詳細を確認

※近親の推定相続人がいても、連帯保証人はおろか緊急連絡先も断られてしまうことも多くある
※見守りや家賃債務保証の要否判断
※受任者の候補選定
※特にここでは入居希望者との信頼関係を構築するように。
※入居希望者の行政や福祉サービス等のかかわりは必ず確認を！
例えば…
・生活保護受給している＝保護担当課（ケースワーカー）ケアマネジャーさんがかかわっていらっしゃる
などなど
※このタイミングで死後事務委任契約を交わしても良い。



【出所】厚生労働省「厚生労働省（老健局）の取組について」（平成27年4月10日）

社内の体制整備から具体的なタスク整理

【残置物の処理等に関するモデル契約条項活用】 2023/3/11現在

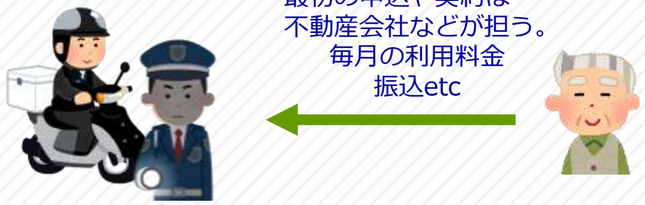
To do・具体的なタスク	担当者・関係者									POINT	必要書類・使用ツールなど
	管理会社	居住支援法人	賃貸人	入居者	受任者	地域行政	保証会社	弁護士等	協力業者		
Ⅰ 事前準備編											
1 社内体制整備											
1 自社で使用する『死後事務委任契約書』の新規作成	◎										死後事務委任契約書
2 『賃貸借契約書』内に、死後事務委任契約に係る条項を追加する	◎		○							死後事務委任契約としては、賃貸借契約解除条項と、残置物処理条項を規定。	賃貸借契約書
3 『重要事項説明書』内に、死後事務委任契約に係る条項を追加する	◎									賃貸借契約締結にあたり、死後事務委任契約を締結すること、などといった内容。	重要事項説明書
4 営業等担当者への周知	◎									賃貸人から利用の内諾を得るため、概要説明ができるようにしておく必要がある。また、60歳以上単身の入居希望者が来店された場合、本委任契約の利用が可能となる。通常の事項＋αのヒアリングが必要な旨を社内周知。	家主向け・入居希望者向けリーフレット
2 他社・他団体との連携体制整備											
1 家賃債務保証会社や損害保険会社などと提携し、保証や保険のサービスを利用できるようにする	◎						○			本委任契約期間中に委任者が亡くなった場合に発生する各種費用の担保となる。保証範囲や限度額、免責事項などを確認、把握する。	
2 本委任契約の実務を委託する団体と提携する	◎	○								入居相談発生時、情報交換できるよう関係構築。	
3 残置物の一時保管場所の手配や搬出業者との提携	◎								○	あらかじめレンタルスペースやコンテナボックスなどを、すぐに利用できるように準備。	
4 地域行政との連携が取れる体制づくり	◎					○				行政の福祉課や包括支援センターなどから入居相談があった際、すぐに対応できるよう、行政等の担当部署を確認しておき、必要に応じて連携を密に図る。	
3 賃貸人への周知・提案・説明											
1 本委任契約の内容や趣旨を説明し、利用の内諾を得る	◎									内諾はなるべく書面で頂く（委任契約利用承諾書）。「当物件において、死後事務委任契約を利用することに承諾します」等、賃貸人と不	家主向けリーフレッ

[凡例] ◎…主担当 ○…関与者

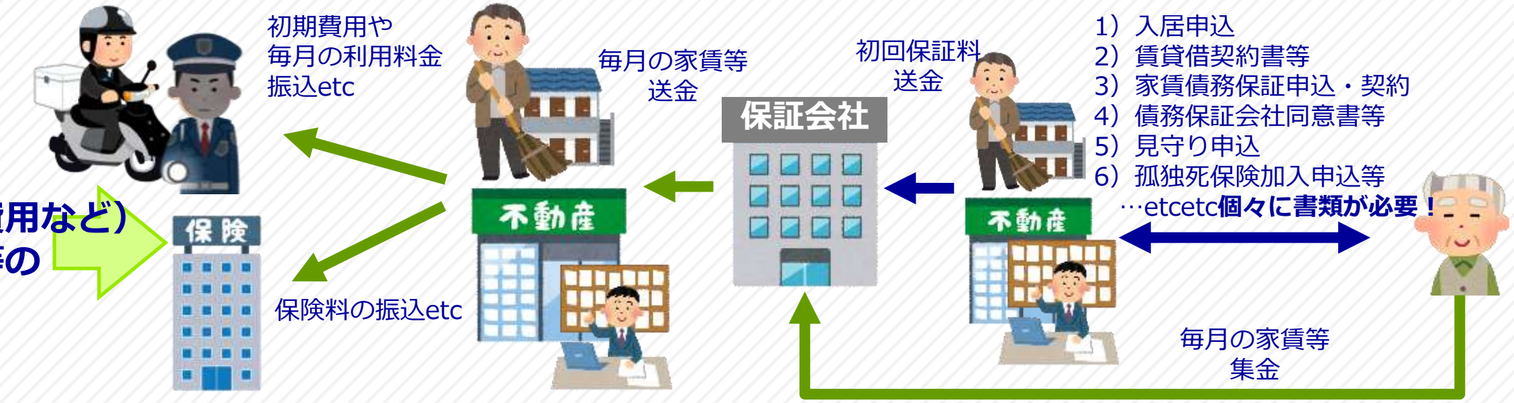
次から次に課題が…解決に向けて

■課題の一例

①見守り商品の契約を入居者と直接見守り実施業者と契約する場合、
見守り商品について、「もったいない」と入居者が途中でやめてしまう。また、利用料金を滞納してしまい大家さんや管理会社が知らない間に見守りを打ち切られてしまう。

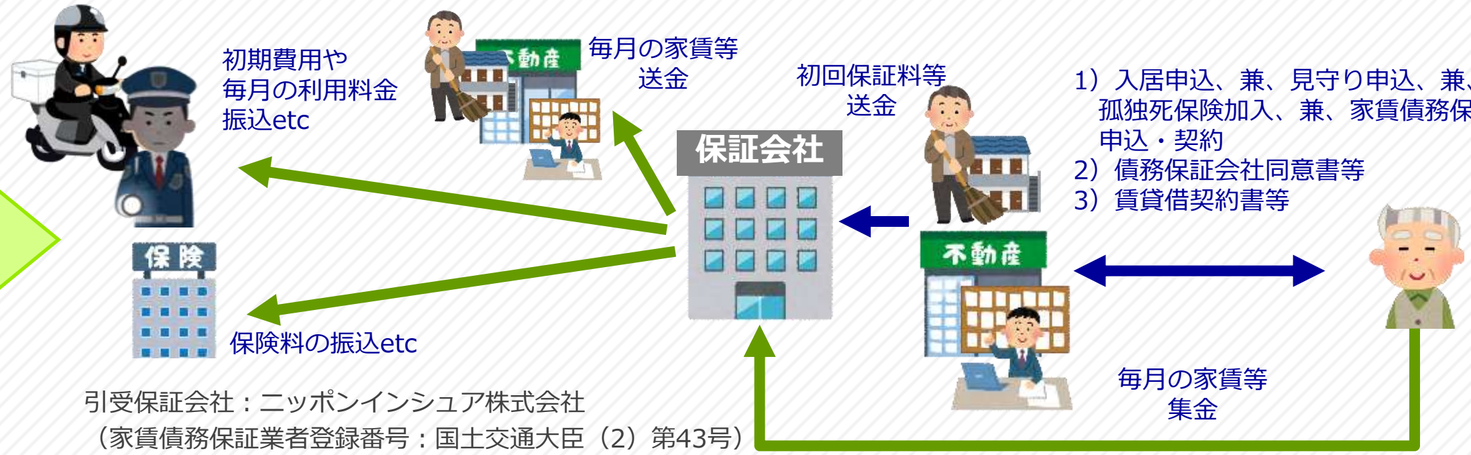


②滞納を回避すべく見守り費用を家賃債務保証に入れる場合、
不動産会社において手続きを行うこととなり、賃貸借契約書（入居申込書含）をはじめ、見守り商品や家賃債務保証、各種保険等の書類が多すぎたり、更には、それぞれに係る手続きのやり取りや費用の振込手間がかかる。（初期・月額費用など）
また、毎月の費用が発生する場合、見守り費用を含めた家賃等の収納代行の送金先は大家さんや賃貸不動産管理会社となり、
そこから、見守り事業者へ支払わなければならない。



■解決策として

「見守り」と「家賃債務保証」と「孤独死保険（室内内外）」がセットになっているスキームを組成。



引受保証会社：ニッポンインシュア株式会社
（家賃債務保証業者登録番号：国土交通大臣（2）第43号）

次から次に課題が…解決に向けて

■課題の一例お金のない単身高齢者が特に多いこと

- 残置物の移動・送付、保管、廃棄等々の費用
- 葬祭扶助が受けられない場合の葬祭等費用
- 居室の原状回復費用
- 相続人の探索費用
- 受任者等の対応費用



■解決策として

- 死後事務委任保険としての保険を組成
  - 残置物の移動・送付、保管、廃棄等々の費用
    （受任者等の対応費用を含む）
  - 居室の原状回復費用
  - 相続人の探索費用

以上を網羅した保険を組成。（居室外死亡時含め）

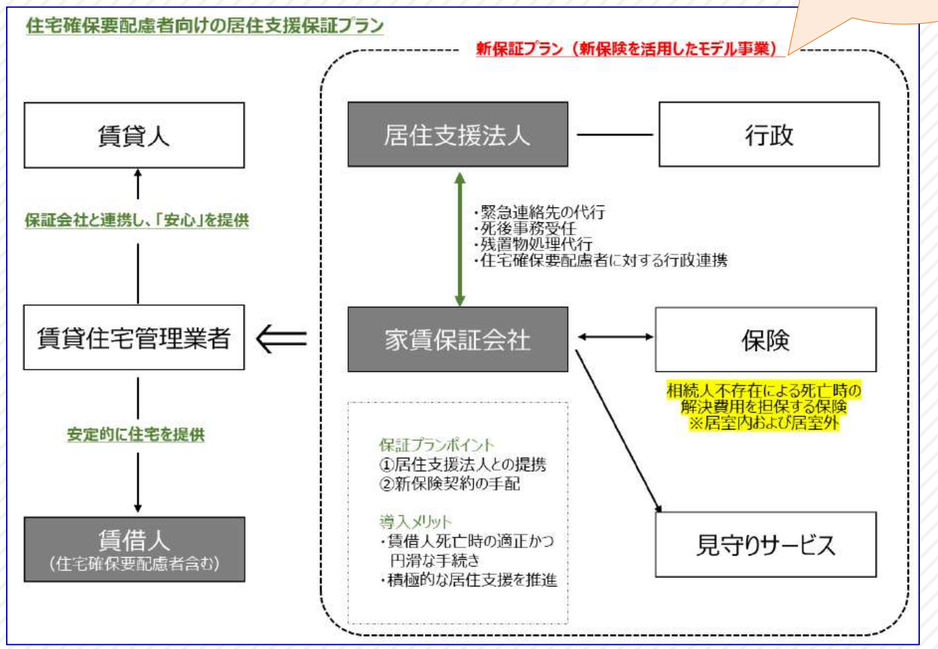
＋生活保護受給者などは地方自治体等との連携により解決するスキームを検討。

▼現在の孤独死保険で対応できることもあるが居室外での死亡にも対応が必要

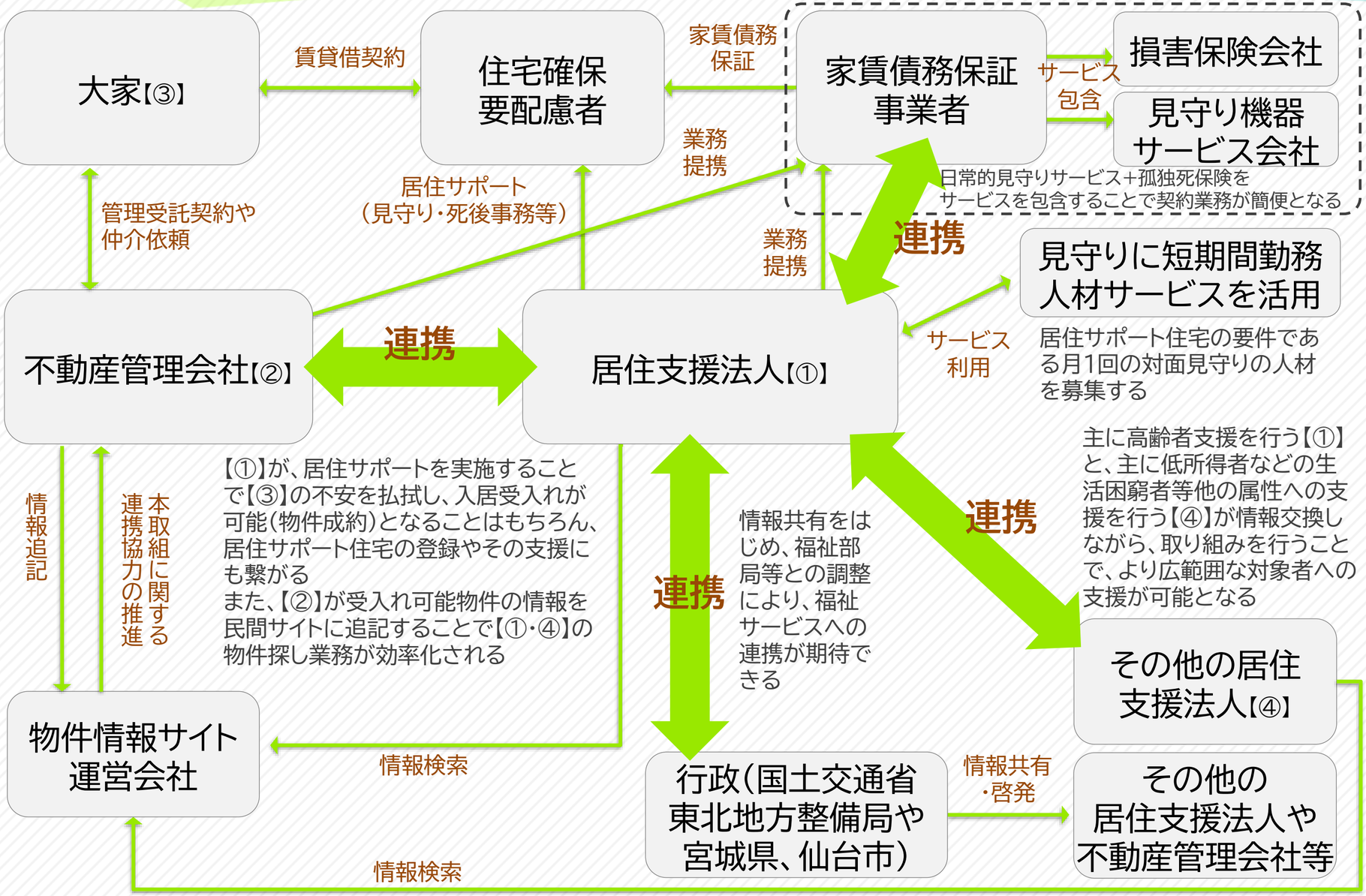
家賃損失補償	戸室内死亡事故（自然死、病死、自殺、犯罪死を含む。以下同様）を原因として生じた、空室期間中の家賃減少による損失及び値引き期間が発生したことによる損失 支払限度額　： 支払限度期間　： 縮小支払割合　：
原状回復費用補償	戸室内死亡事故を原因として、戸室に物的損害が生じた場合の原状回復費用（賃貸可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために要する費用）から敷金を控除した額 支払限度額　：
遺品整理等費用補償	戸室内死亡事故が発生した結果生じた以下の費用 ア 遺品整理費用 イ 相続財産管理人選任申立諸費用（弁護士等への報酬を含む） ウ お祓い又は追善供養に要する費用 支払限度額　：
建物明渡請求訴訟費用	戸室内死亡事故が発生したことで、賃貸借契約解除及び建物明渡請求訴訟を提起し、強制執行（建物明渡執行）の申立を行うために生じた費用（弁護士等への報酬を含む） 支払限度額　：

一般的な孤独死保険

昨年度組成した保険スキーム



多主体連携こそが居住支援実装の鍵



本日のまとめ！

1. 高齢者受け入れは“リスク”ではないことを大家さんに提案
   →対策次第で安定収益につながる

2. リスクは仕組みで管理できる
   →死後事務委任＋家賃債務保証＋見守り
   ＋居住支援法人等支援連携

3. 住宅・福祉施策× リスク管理 × 安定賃貸経営
   →居住支援実装の鍵はここに

最後にひとこと！

制度は整いつつあります。
次に必要なのは
“連携を機能させる仕組み”です。

民間だけでは回りません。
行政だけでも回りません。

だからこそ、
ここにいる皆様との実効性ある連携が必要です。

ご清聴ありがとうございました